

## 反社会的勢力に対する基本方針

やまと北部農業共済組合

当組合は、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、役職員一同これを遵守することにより、業務の適切性と健全性の確保に努めます。

- 1、 当組合は、反社会的勢力とは一切関係を持ちません。
- 2、 当組合は、相手が反社会的勢力かどうか常に注意を払うとともに、反社会的勢力と知らずに関係を有してしまった場合には、相手が反社会的勢力であると判明した時点、あるいは反社会的勢力である疑いが生じた時点で、速やかに関係の解消に努めます。
- 3、 当組合は、反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行いません。
- 4、 当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、積極的に外部専門機関と相談し、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
- 5、 当組合は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察、暴力団追放県民センター、顧問弁護士等の外部の専門機関との連携強化を図ります。
- 6、 当組合は、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応するとともに対応する役職員の安全確保に努めます。

平成26年7月30日制定